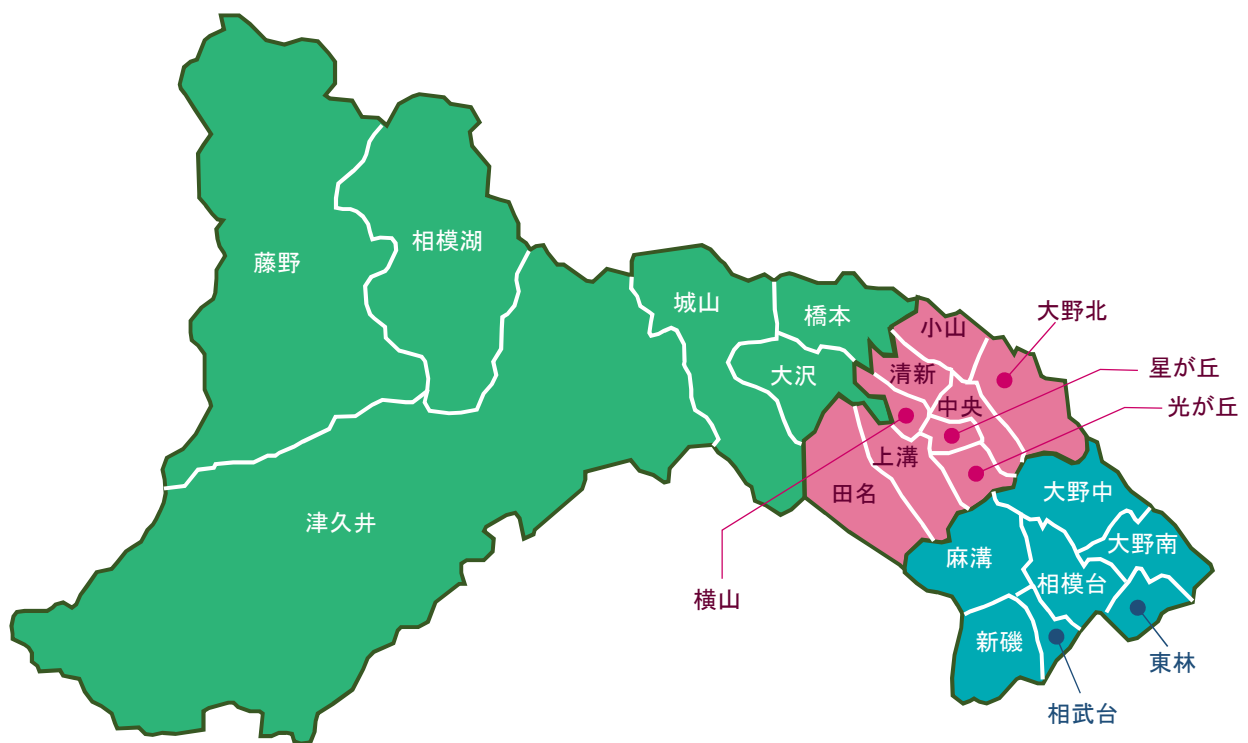


地区防災計画修正の手引き

《資料編》



相模原市

《目 次》

資料 1	地区防災計画提案書等（記入例）	P1-1~2
資料 2	地区防災計画修正事項進捗管理表	P2-1
資料 3	令和元年東日本台風の教訓	P3-1~9
	3.1 台風の概要	
	3.2 相模原市の状況	
	3.3 地区防災計画修正の考え方	
資料 4	相模原市地域防災計画の主な修正事項	P4-1~6
	4.1 平成 30 年 5 月修正	
	4.2 令和 2 年 8 月修正	
	4.3 令和 3 年 5 月修正	
資料 5	国の主な防災関連情報	P5-1~6
	5.1 南海トラフ地震	
	5.2 災害対策基本法の改正（避難勧告・指示の一本化）	
	5.3 災害対策基本法の改正（個別避難計画の作成）	
資料 6	地区の特性に応じた見直しに係る情報	P6-1~5
	6.1 想定し得る最大規模の降雨に基づく浸水想定区域の指定	
	6.2 土砂災害（特別）警戒区域の指定	
	6.3 火山災害警戒地域の指定	
資料 7	参考資料リンク集	P7-1~2

《資料編について》

この資料編は、平成 28 年度以降に行った相模原市地域防災計画の修正の概要など、地域の皆さんが地区防災計画を見直していく際に参考となる情報を掲載しています。

また、本資料編に掲載されている内容について、地区防災計画の修正に反映したかどうか確認できるよう、資料 2 に進捗管理表を掲載しています。

地区防災計画の見直しを検討する際にご活用ください。



資料1 地区防災計画提案書等（記載例）

第1号様式（第4条、第9条関係）

〇年〇月〇日

相模原市防災会議会長 殿
（相模原市長）

計画策定主体又は計画運用主体の代表者氏名
（まちづくり会議会長との連名も可）

〇〇地区連合自主防災隊
隊長 〇〇 〇〇

地区防災計画提案書

1 計画提案・修正提案代表者（団体・法人）

代表者氏名 （団体・法人名）	〇〇地区連合自主防災隊 隊長 〇〇 〇〇
住 所	〇〇区〇〇〇〇-〇〇-〇〇 〇〇〇〇内（※事務局がある施設等）
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 （※代表者の連絡先 事務局の連絡先でも可）

2 提案計画概要

計画名称	〇〇地区防災計画
計画の構成 防災活動内容等 （修正の内容）	（1）災害対策基本法の改正に伴う避難情報等の修正 （2）マイ・タイムラインの取組の追加 （3）新型コロナウイルス感染症対策の取組の追加 （4）・・・・・・・・ （※修正の内容（項目）を箇条書きで記載する）
備 考	具体的な修正内容については、別添の新旧対照表のとおり

※団体は構成員名簿及び団体の概略、法人は登記事項証明書等を添付してください。（新規提案に限る。）

〇〇地区防災計画 新旧対照表（様式例）

ページ	修正前	修正後	修正理由

資料2 地区防災計画修正事項進捗管理表

主な検討事項		地区防災計画への修正			
		反映 済	今回 検討	次回以降 検討	検討 不要
各地区 共通検討事項	令和元年東日本台風の教訓				
	平時の取組に関する修正	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	災害時の対応に関する修正	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域防災計画の主な修正事項(H30.5月修正)				
	車中泊避難者への対応	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ペット対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	トイレ対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域防災計画の主な修正事項(R2.8月修正)				
	風水害時避難場所の指定基準の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	市民への情報伝達の強化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域防災計画の主な修正事項(R3.5月修正)				
	★南海トラフ地震対策について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	★避難所の運営について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	★マイ・タイムラインの作成について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	防災マップの活用について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	国の主な防災関連情報				
南海トラフ地震	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
★災害対策基本法の改正(避難情報の一本化)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
個別検討事項	地区の特性に応じた見直しに関する情報				
	想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土砂災害(特別)警戒区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※★は、修正の優先度が高く、率先して修正の検討を進めていただきたい事項です。

※資料5の5.3 個別避難計画の作成や資料6の6.3 火山災害警戒地域に関する検討は、市が地域防災計画を修正した後に検討しましょう。

資料3 令和元年東日本台風の教訓

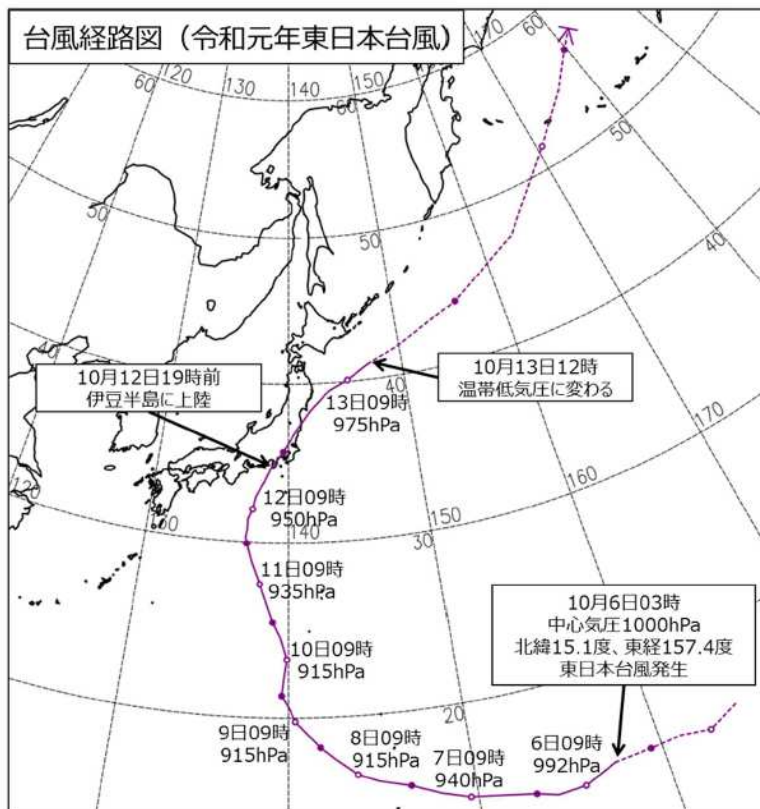
3.1 台風の概要

令和元年東日本台風（台風第19号。以下「東日本台風」といいます。）は、10月6日（日）に南鳥島近海で発生し、12日（土）19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸しました。その後、関東地方を通過し、13日（日）12時に日本の東で温帯低気圧に変わりました。

東日本台風の接近・通過に伴い、静岡県、新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で、3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど、記録的な大雨となり、神奈川県、静岡県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の1都12県に大雨特別警報が発表されました。

神奈川県内においては、12日の15:30に相模原市、小田原市、厚木市、箱根町、湯河原町、愛川町に、19:07に秦野市、南足柄市、清川村に、20:50に伊勢原市、大井町、松田町、山北町に大雨特別警報（土砂災害）が発表されています。

東日本台風による人的被害は、死者104名（うち災害関連死者7名）、行方不明者3名、負傷者384名、住家被害については、全壊3,308棟、半壊30,024棟、一部破損37,320棟、床上浸水8,129棟、床下浸水22,892棟となっています（消防庁集計。令和2年4月10日現在。数値には10月25日からの大雨による被害を含む。）。



【参考】台風の大きさと強さの分類

大きさ	風速 15m/s以上の強風域の半径
超大型 (非常に大きい)	800km以上
大型(大きい)	500km以上 800km未満
強さ	最大風速
猛烈な	54m/s以上
非常に強い	44m/s以上 54m/s未満
強い	33m/s以上 44m/s未満

《「災害時気象報告（令和元年東日本台風等による10月10日から10月26日にかけての大雨・暴風等）（気象庁・R2.3.31）」から引用》

3.2 相模原市の状況

1 気象警報等の発表状況

区分	気象警報等	発表日時	解除日時
大 雨	大雨注意報	10/11 16:57	10/12 6:23
	大雨警報（土砂災害）	10/12 6:23	10/13 6:51
	大雨警報（浸水害）	10/12 7:05	10/13 3:37
	大雨特別警報（土砂災害）	10/12 15:30	10/13 0:20
	大雨注意報	10/13 6:51	10/13 11:58
暴 風	強風注意報	10/11 10:33	10/12 9:28
	暴風警報	10/12 9:28	10/12 23:21
	強風注意報	10/12 23:21	10/13 3:37
洪 水	洪水注意報	10/11 21:42	10/12 7:05
	洪水警報	10/12 7:05	10/13 6:51
その他	雷注意報	10/11 16:57	10/12 23:21
	土砂災害警戒情報 （相模原市西部）	10/12 7:20	10/13 6:15
	土砂災害警戒情報 （相模原市東部）	10/12 12:25	10/13 1:45
	相模川中流 氾濫警戒情報 （氾濫危険水位に到達する見込み）	10/12 12:00	—
	相模川中流 氾濫警戒情報 （氾濫危険水位に到達する見込み）	10/12 14:10	—
	相模川中流 氾濫危険情報 （氾濫危険水位に到達し、氾濫のお それあり）	10/12 15:20	—
	相模川中流 氾濫危険情報 （氾濫危険水位に到達し、氾濫のお それあり）	10/12 21:33	—
	相模川中流 氾濫警戒情報 （氾濫危険水位を下回る）	10/13 3:45	—
	相模川中流 氾濫注意情報 （避難判断水位を下回る）	10/13 4:55	—
	相模川中流 氾濫注意情報解除 （氾濫注意水位を下回る）	10/13 5:50	—

※大雨特別警報は、気象庁が平成 25 年 8 月に運用が開始されてから、初めて本市に発表されました。

2 降雨の状況（観測場所は市内の消防署所の場所・色塗りは各区の最高値）

区	観測場所	総雨量（連続雨量）〔mm〕		1時間最高雨量(12日)〔mm/h〕	
		降雨量	観測時間帯	降雨量	観測時間帯
緑区	橋本	427.5	10日 22:04 ~ 12日 21:19	54.5	19:30 ~ 20:30
	相原	462.5	10日 22:07 ~ 13日 06:30	60.0	19:30 ~ 20:30
	大沢	381.0	10日 22:02 ~ 12日 21:17	50.0	19:30 ~ 20:30
	城山	469.5	10日 20:39 ~ 12日 21:17	65.5	19:30 ~ 20:30
	太井	541.5	10日 22:15 ~ 12日 21:14	73.5	19:20 ~ 20:20
	鳥屋	761.0	10日 22:13 ~ 12日 21:08	87.5	19:10 ~ 20:10
	青根	752.5	10日 21:23 ~ 13日 01:26	64.0	19:00 ~ 20:00
	寸沢嵐	547.5	10日 22:17 ~ 12日 21:07	63.0	19:30 ~ 20:30
	藤野	477.5	10日 22:32 ~ 12日 21:04	45.0	19:20 ~ 20:20
中央区	中央	390.5	10日 21:58 ~ 12日 21:15	46.0	07:00 ~ 08:00
	淵野辺	353.5	10日 21:57 ~ 12日 21:23	39.5	07:00 ~ 08:00
	緑が丘	352.5	10日 21:54 ~ 12日 21:14	36.5	19:40 ~ 20:40
	田名	381.0	10日 21:57 ~ 12日 23:50	43.0	19:30 ~ 20:30
	上溝	283.0	10日 21:56 ~ 12日 21:13	27.5	06:00 ~ 07:00
南区	古淵	376.0	10日 21:53 ~ 12日 21:18	41.0	06:50 ~ 07:50
	相模大野	338.0	10日 21:44 ~ 12日 22:15	36.5	06:10 ~ 07:10
	相武台	310.5	10日 21:45 ~ 12日 22:11	31.5	13:00 ~ 14:00
	新磯	335.0	10日 21:47 ~ 12日 22:56	33.0	06:00 ~ 13:50
	東林	272.5	10日 21:42 ~ 12日 22:22	32.0	06:00 ~ 07:00

3 最大瞬間風速の状況

観測場所	最大瞬間風速	風向	観測日時
相模原消防署（中央区中央）	25.5m/s	東南東	10/12 20:25
津久井消防署（緑区寸沢嵐）	25.1m/s	北	10/12 20:29

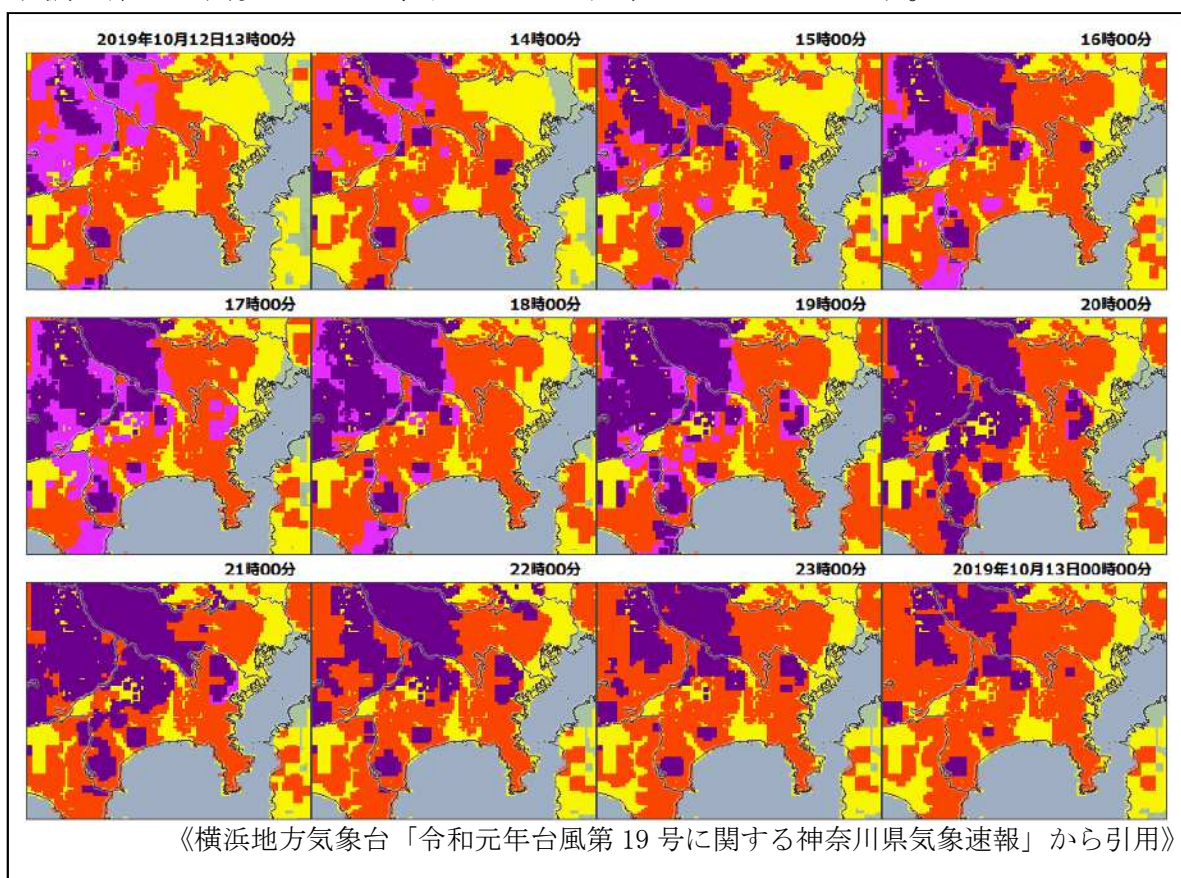
4 河川水位の状況

河川名	観測所	最大水位到達日時 (最大水位)	避難判断水位到達 時間(基準水位)	氾濫危険水位到達時 間(基準水位)
境川	風戸橋	12日 20:40 (1.76m)	08:00 (0.9m)	20:00 (1.3m)
	昭和橋	12日 20:50 (3.77m)	06:20 (2.0m)	08:00 (2.8m)
	高橋	12日 20:40 (3.27m)	07:40 (2.2m)	20:10 (2.8m)
	幸延寺橋	12日 21:00 (2.97m)	07:00 (2.0m)	20:40 (2.8m)
鳩川	石橋	12日 21:00 (2.15m)	20:40 (2.1m)	未到達 (3.5m)
串川	串川橋	12日 20:10 (2.75m)	18:50 (2.0m)	19:50 (2.4m)
道保川	松原橋	12日 20:30 (0.87m)	未到達 (1.94m)	未到達 (2.54m)
相模川	上依知	12日 23:00 (8.93m)	13:45 (6.9m)	14:45 (7.3m)

※避難判断水位・氾濫危険水位は、最初に到達した時間を記載(水位は何度も上下しています)。

5 土砂災害の危険度の状況

相模原市では、12日13時の時点で「非常に危険」な状況であることを示す薄紫色が緑区で出現し、その後、14時の時点では「極めて危険」な状況であることを示す濃い紫色が出現しており、徐々にその区域が広がっています。



6 被害状況（令和2年3月31日現在）

(1) 人的被害

死者	負傷者
8人	3人（重症：1人 軽症：2人）

(2) 住家・非住家被害

区分	全壊	半壊	一部破損	合計
住家	23棟	48棟	128棟	199棟
非住家	87棟	70棟		157棟

(3) ライフライン被害（最大被害）

停電	断水	通信
3,959軒	3,722戸	182回線

(4) その他の被害

道路	がけ崩れ	土石流	地すべり	橋りょう	河川
474箇所	216箇所	33箇所	1箇所	3箇所	116箇所
砂防	学校	その他の公共施設		農地、山林、観光、商工被害	
5箇所	21校	85箇所		248箇所	

7 避難者等の状況

(1) 開設した緊急避難場所（風水害時避難場所及び臨時開設した施設）

区	開設した緊急避難場所数	最大避難者数	合計
緑区	31箇所	2,207人	86箇所 6,114人
中央区	23箇所	1,983人	
南区	32箇所	1,924人	

(2) 緊急避難場所別の最大避難者数

区	施設名	最大避難者	施設名	最大避難者	施設名	最大避難者
緑区	宮上児童館 ●	38人	中野中学校 ●	145人	千木良小学校 ●	77人
	橋本公民館	213人	津久井中央小学校 ●	19人	内郷小学校 ●	78人
	旭中学校	4人	根小屋小学校 ●	94人	相模湖公民館	45人
	相原小学校 ●	122人	串川小学校 ●	137人	相模湖総合事務所	2人
	相原公民館	50人	串川地域センター	1人	藤野中央公民館 ●	83人
	大沢公民館 ●	47人	鳥屋小学校 ●	110人	沢井公民館 ●	31人
	大島小学校	49人	鳥屋地域センター	68人	藤野芸術の家 ●	155人
	城山公民館 ●	169人	青野原出張所 ●	26人	藤野農村環境 改善センター ●	77人
	葉山島センター ●	31人	青根中学校 ●	40人	藤野総合事務所	87人
	相模丘中学校	35人	桂北小学校 ●	39人		
	小網地域センター ●	21人	相模湖交流センター ●	114人		
中央区	向陽小学校 ●	153人	光が丘公民館	17人	田名公民館 ●	96人
	小山公民館	67人	大野北小学校 ●	177人	田名北小学校	76人
	清新小学校	5人	淵野辺小学校 ●	63人	新宿小学校	0人
	清新公民館	17人	淵野辺東小学校 ●	168人	上溝小学校 ●	34人
	中央公民館	47人	大野北公民館	37人	上溝南小学校 ●	39人
	星が丘公民館	33人	共和中学校	0人	上溝南中学校 ●	16人
	横山公民館 ●	28人	田名小学校 ●	400人	上溝公民館 ●	97人
	陽光台公民館 ●	19人	田名中学校 ●	394人		
南区	大野小学校 ●	39人	夢の丘小学校 ●	137人	双葉小学校	2人
	大野中公民館 ●	25人	くぬぎ台小学校 ●	78人	桜台小学校	3人
	鶯野森中学校 ●	61人	東林公民館 ●	35人	相模台公民館	39人
	大沼公民館	19人	麻溝小学校 ●	47人	緑台小学校	2人
	大野台公民館	20人	麻溝公民館 ●	100人	相武台小学校	1人
	鹿島台小学校 ●	44人	麻溝台中学校	4人	相武台中学校	29人
	谷口中学校 ●	61人	相陽中学校 ●	515人	もえぎ台小学校	0人
	南大野小学校 ●	20人	プレ実証フィールド ●	217人	相武台公民館	22人
	鶴園小学校 ●	141人	若草小学校	7人	相模原ギオンアリーナ	121人
	上鶴間公民館 ●	59人	若草中学校	0人	市民健康文化センター	27人
	大野南公民館	47人	相模台中学校	2人		

※●は、東日本台風当時に風水害時避難場所として指定されていた施設です。

(3) 臨時避難所

区	開設した臨時避難所	最大避難者数
緑区	藤野農村環境改善センター	10世帯22人

8 市の対応（台風接近・上陸前日から通過までの主な対応の時系列）

日時	気象状況等	主な市の対応
11日 15:00		・事前対策会議 開催
15:00		・風水害初動体制（レベル1）配備
16:57	大雨注意報発表	
17:00		・警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難 発令 (市内全域の土砂災害・河川氾濫のおそれがある地域)
12日 6:23	大雨警報(土砂災害)発表	
7:05	大雨警報(浸水害) 洪水警報 発表	
7:20	土砂災害警戒情報発表 (相模原市西部)	
7:30		・風水害警戒本部体制（レベル2）配備 ・警戒レベル4 避難勧告 発令 (緑区の土砂災害のおそれがある地域)
9:00		・警戒レベル4 避難勧告 発令 (市内全域の土砂災害・河川氾濫のおそれがある地域)
10:00		・風水害警戒本部会議 開催
12:25	土砂災害警戒情報発表 (相模原市東部)	
13:00	県が17時に城山ダムの緊急 放流を実施することを発表	
13:30		・災害対策本部体制（レベル3）配備 ・警戒レベル4 避難指示（緊急） 発令 (相模川流域)
15:30	大雨特別警報(土砂災害)発表	
16:00		・災害対策本部会議開催
16:30	県が17時の緊急放流を見送 ることを発表	
17:20		・警戒レベル4 避難指示（緊急） 発令 (緑区の土砂災害のおそれがある地域)
20:45		・警戒レベル4 避難指示（緊急） 発令 (境川、串川流域)
21:00	県が22時に緊急放流を実施 することを発表	
21:30	緊急放流の実施	
23:21	暴風警報解除	
13日 0:20	大雨特別警報解除	
1:15	緊急放流終了	
~6:51	土砂災害警戒情報、洪水警 報等、各種警報等が解除	
7:10		・発令中の全ての避難情報を解除

3.3 地区防災計画修正の考え方

1 「避難」に関する課題

東日本台風では、相模原市に初めて大雨特別警報が発表され、城山ダムの緊急放流が行われることとなり、6,000名を超える避難者が生じました。

こうしたことから、市では、災害対策本部や風水害時避難場所の運営、各種災害応急対策、被災者支援、応援・受援体制などについて検証を行い、検証で得られた課題を踏まえ、地域防災計画の修正を行ってきました。

このうち、「避難」に関する課題については、課題解決に「自助」・「共助」の取組の推進が重要となるものもあることから、その一部を紹介します。

「避難」に関する主な課題	
避難行動に関すること	<ul style="list-style-type: none">○これまでにない多くの避難者が避難してきたため、追加で緊急避難場所を開設した。○避難情報を発令したにも関わらず、緊急避難場所までの距離が遠いなどの理由から実際に避難しなかった住民がいた。○非常用持出品等、物資を持たずに避難してくる方がいた。○洪水や土砂災害のおそれがない地域からも避難してくるケースがあった。○避難情報の解除を待たず、深夜に帰宅を始める避難者がいた。
緊急避難場所の運営に関すること	<ul style="list-style-type: none">○車の誘導、受付、物資搬入等で市の担当職員が不足した。○100人を超える避難者がいる緊急避難場所では、市職員のみでの運営は困難であった（避難所運営協議会や避難者から支援を受けた）。○一時的に職員が介護等の配慮を要する避難者につきっきりになる緊急避難場所があった。
災害時要援護者に関すること	<ul style="list-style-type: none">○土砂災害警戒区域などの危険区域に住む災害時要援護者の把握が困難。○災害時要援護者の安否情報の収集が困難。
避難者等の情報に関すること	<ul style="list-style-type: none">○市が開設した緊急避難場所以外の避難者の情報など、避難の状況や被害の状況などの全容把握が困難であった。

2 地区防災計画修正の視点

1で紹介した「避難」に関する主な課題や、各地区で当時の対応等の振り返りを行った結果などから、地域における平時の取組と発災時の対応について、「自助」・「共助」の視点から検討を進めていきましょう。

平時の取組の検討例	地域住民に正しい避難行動を理解してもらうための方法を検討する。
地区防災計画修正の考え方	○マイ・タイムラインの普及啓発、風水害に関する訓練や研修の実施、非常持出品の準備等の日頃の備えなど、共助の視点で実施できることについて検討し記載する。
地区防災計画の修正例	<p>《災害予防計画 ～災害に対する備え～》</p> <p>記載箇所 防災知識の普及・啓発事項 地域での普及・啓発事項に「マイ・タイムラインの作成に関すること」や「風水害時の避難行動に関すること」を追加する。</p> <p>記載箇所 災害に備えた各家庭での取組 避難行動やマイ・タイムラインの作成に関する文章を追加する。 (例) 大雨や台風に向けて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し風水害時に避難する必要があるか確認する。また、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。</p> <p>記載箇所 防災訓練の実施 訓練の時期・回数について、出水期前や台風シーズンの前などに風水害の訓練を実施する文章を追加する。 (例) 東日本台風を教訓に、大雨や台風に向けて、風水害を想定した避難訓練や情報伝達訓練を4～6月の時期に実施する。</p>
発災時の対応の検討例①	市が開設する風水害時避難場所まで避難することが困難な方の避難支援を検討する。
地区防災計画修正の考え方	○安全な場所にある自治会館など、地域で開設することができる自主避難場所を確保し、「誰が・いつ」開設するかなどを検討し記載する。 ○災害時要援護者の避難支援について、安否確認の方法やどのように避難支援を行うかなど、実効性のある避難支援ができるような方法を検討し記載する。
地区防災計画の修正例	<p>《応急対策計画 ～応急対策活動～》</p> <p>記載箇所 避難誘導 新たに、「自主避難場所の開設」の項目を追加する。 (例) 自主避難場所の開設 市が開設する風水害時避難場所まで避難することが困難な方や、分散避難のため、次の施設（自治会館等）を市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したときに開設する。〔施設名開設する人などを記載〕</p> <p>記載箇所 災害時要援護者対策 記載されている内容を確認し、避難支援の開始時期を記載する。 (例) 市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したときに、洪水浸水想定区域など、立退き避難が必要な災害時要援護者の避難支援を行う。</p>

発災時の対応 の検討例②	風水害時において、地区災害対策本部をどのタイミングで設置し、どのように安否確認や地域の被害情報を収集するか検討する。
地区防災計画 修正の考え方	○市の風水害に関する配備体制ごとに、地区の情報収集体制や、災害対策本部体制など、誰がどのタイミングで参集し、それぞれの段階で何を行うのか検討し、具体的に定める。
地区防災計画 の修正例	<p>《応急対策計画 ～地区災害対策本部活動～》</p> <p>記載箇所 地区災害対策本部の設置</p> <p>風水害時の設置基準を明確に記載する。</p> <p>(例) 風水害時の地区災害対策本部の設置基準</p> <p>△△地区に「警戒レベル4 避難指示」が発令されたとき</p> <p>△△地区に土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>(例) 役員が参集する、又は地区内の情報連絡体制を強化する時期</p> <p>△△地区に「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令されたとき</p>

発災時の対応 の検討例③	多数の避難者が想定される風水害時避難場所について、「共助」の観点から開設・運営の支援ができないか検討する。						
地区防災計画 修正の考え方	○多数の避難者が発生することが想定される大雨や台風の際に、市が開設する風水害時避難場所の開設や運営を地域で支援することについて検討し記載する。						
地区防災計画 の修正例	<p>《応急対策計画 ～応急対策活動～》</p> <p>記載箇所 応急対策活動</p> <p>東日本台風で多数の避難者が生じた地区において、新たに、「風水害時避難場所の支援」の項目を追加する。</p> <p>(例) 風水害時避難場所の支援</p> <p>大雨特別警報発表の可能性が出た場合や城山ダムが緊急放流を行う可能性が出た場合、市が災害対策本部を設置した場合など、東日本台風のときのように、多数の避難者が生じるおそれがある場合には、以下の風水害時避難場所について、運営の支援を行う。</p> <table border="1" data-bbox="475 1514 1350 1659"> <tr> <td>風水害時避難場所</td> <td>支援を行う人（地区）</td> </tr> <tr> <td>△△小学校</td> <td>△△地区自主防災隊</td> </tr> <tr> <td>□□中学校</td> <td>□□地区自主防災隊</td> </tr> </table>	風水害時避難場所	支援を行う人（地区）	△△小学校	△△地区自主防災隊	□□中学校	□□地区自主防災隊
風水害時避難場所	支援を行う人（地区）						
△△小学校	△△地区自主防災隊						
□□中学校	□□地区自主防災隊						

資料4 相模原市地域防災計画の主な修正事項

4.1 平成30年5月修正

修正点	車中泊避難者への対応	記載箇所	地-68、風-79
概要	<p>熊本地震の際、本震後に多発した地震活動への不安や避難所でのプライバシーの確保が難しいことから、車中泊を行う被災者が多数見られ、健康被害などの課題がありました。</p> <p>このことから、車中泊を行う避難者に対しては、避難所で在宅避難者名簿の登録を行うように広報を行い、その登録者には生活関連物資の配布などを行うことを明記しました。</p> <p>また、市や避難所運営協議会は、車中泊避難者などに対し、エコノミークラス症候群の危険性などの注意の呼びかけを行うことを明記しました。</p>		
地区防災計画修正の考え方	<p>○平時の取組として、車中泊に関する注意事項や地区の方針をどのように啓発していくか検討する。</p> <p>○食事や物資、様々な情報の提供方法など、車中泊を選択する避難者の対応をどうするか検討する。</p>		
地区防災計画の修正例	<p>《応急対策計画 ～応急対策活動～》</p> <p>記載箇所 避難所運営</p> <p>新たに、「車中泊避難者への対応」について追加する。</p> <p>(例) 車中泊避難者への対応</p> <p>車中泊等、避難所外に避難しようとする避難者には、避難所内に入るように勧めるが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、在宅避難者と同様の対応を行うなど、避難所運営マニュアルに基づいて対応を行う。</p> <p>また、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。</p>		
参考資料	<p>○相模原市避難所運営マニュアル (P9, 51, 52, 新型コロナウイルス感染症対策編P12)</p>		

修正点	ペット対策	記載箇所	地-67、風-77
概要	<p>熊本地震では、避難所で、動物アレルギーの避難者や動物が苦手な避難者との間でトラブルが生じるなどの課題があったことから、ペット連れの避難者に、ペット用の食料、水、ケージ等を持参するよう周知することや、避難所ではペット用の区画を作成し、ケージやリードを使用して飼育することを明記しました。</p> <p>なお、市ホームページにペット用の避難用品のチェックシートや風水害時に避難するときのお願いなど、ペットの災害対策のポイントを掲載しています。</p>		
地区防災計画修正の考え方	<p>○平時の取組として、被災した場合に備え、ペット用の食料や物品の備蓄、ペットの預け先の確保など、飼い主が行うべき対策に関する普及啓発を地区でどのように行うか検討する。</p> <p>○ペット同行避難など、発災時のペット対策を地区でどのように行うか検討する。</p>		

地区防災計画の修正例	<p>《災害予防計画 ～災害に対する備え～》</p> <p>記載箇所 防災知識の普及・啓発事項 地域での普及・啓発事項に「ペット用の食料の備蓄など、ペットを飼育している飼い主に対する災害への備えに関すること」を追加する。</p> <p>記載箇所 災害に備えた各家庭での取組 ペットの災害対策に関する文章を追加する。 (例) ペットを飼育している家庭は、ペット用の避難用品の用意やペットが迷子になってしまった場合に備えた身元の表示、ワクチンの接種など、ペットの災害対策を実施する。</p>
参考資料	<p>○相模原市避難所運営マニュアル（P2, 17, 28, 32, 69, 70）</p> <p>○ペットの災害対策（市ホームページ ページ番号：1020618）</p> <p>○人とペットの災害対策ガイドライン（環境省・H30.3）（P17）</p>

※市ホームページは、ページ番号で検索することで該当ページを確認いただけます。

修正点	トイレ対策	記載箇所	地-82
概 要	<p>熊本地震では、上下水道が被災し、トイレが使用できない事態が生じ、避難所のトイレにおいてトラブルが発生しました。このことから、次のような対策をとることを明記しました。</p> <p>○市民・企業に対し、携帯トイレ等の備蓄を普及啓発する。</p> <p>○公共下水道が被災した場合は、早期復旧を図るとともに、その地域のトイレの使用制限、トイレが使用可能な避難所・公共施設を案内する。</p> <p>○避難所で仮設トイレを設置する際は、車椅子利用者や女性、こどもの安全面に配慮する。</p>		
地区防災計画修正の考え方	<p>○平時の取組として、地区で携帯トイレの備蓄の普及啓発や仮設トイレ等の設営訓練の実施をどのように行うか検討する。</p> <p>○避難所のトイレは大勢の人が使用し、また、感染症対策としても、普段以上に衛生面の配慮が必要になることから、避難所運営マニュアルにトイレの確保や使用方法、性的少数者や車椅子利用者などの配慮すべき事項が整理されているが、地区の理念として、地区防災計画にトイレ対策を特記するかどうか検討する。</p>		
地区防災計画の修正例	<p>《災害予防計画 ～災害に対する備え～》</p> <p>記載箇所 防災知識の普及・啓発事項 地域での普及・啓発事項に「携帯トイレの備蓄等、トイレが使用不能になった場合の対策に関すること」を追加する。</p> <p>《災害予防計画 ～災害に強い地区づくり～》</p> <p>記載箇所 自主防災組織の編成と各班の役割 地区連合自主防災組織の平常時の役割として「仮設トイレ設置訓練の計画・実施」を例示として追加する。</p>		
参考資料	<p>○相模原市避難所運営マニュアル（P17, 30, 55～62）</p> <p>○何をどれだけ用意するか（市ホームページ ページ番号：1008656）</p> <p>○避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府・H28.4）</p>		

※市ホームページは、ページ番号で検索することで該当ページを確認いただけます。

4.2 令和2年8月修正

修正点	風水害時避難場所の指定基準の見直し	記載箇所	予-61
概要	東日本台風で 6,000 名を超える避難者が発生したことや、津久井地域において風水害時避難場所までの距離が遠いため避難をしない住民がいたなどの課題があったことから、地域特性を考慮し、建物が土砂災害警戒区域などの指定を受けていても、建物の構造上安全と判断できる施設については、風水害時避難場所として指定することとしました。		
地区防災計画修正の考え方	<p>○地区内に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されている地域がある場合に、市が開設する風水害時避難場所のほか、自治会館など、地域における自主避難場所を確保し、開設するかどうか検討する。</p> <p>○避難の第1優先順位である「安全な親せき、知人宅へ避難する」ことや、雨や風が強くなる前の早い段階で避難することなど、「自助」の観点に基づく避難行動の啓発方法について検討する。</p>		
地区防災計画の修正例	<p>《応急対策計画 ～応急対策活動～》</p> <p>記載箇所 避難誘導</p> <p>新たに、「自主避難場所の開設」の項目を追加する。</p> <p>(例) 自主避難場所の開設</p> <p>市が開設する風水害時避難場所まで避難することが困難な方や、分散避難のため、次の施設（自治会館等）を市が「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したときに開設する。〔施設名や開設する人などを記載〕</p> <p>《総則 ～自助・共助の基本及び地区居住者等の役割～》</p> <p>記載箇所 地区居住者の役割</p> <p>地区居住者の役割として、風水害時の避難行動に関する文章を追加する。</p> <p>(例) 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内やその近くの居住者は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、マイ・タイムラインの作成などにより日頃から備えるとともに、風水害の危険が高まったときには、市の避難情報の発令を待つことなく、自らの判断で「安全な親せき、知人宅へ避難する」などの避難行動がとれるようにする。</p>		
参考資料	<p>○指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府・H29.3）</p> <p>○避難行動判定フロー・避難情報のポイント（内閣府・R3.5）</p>		

修正点	市民への情報伝達の強化	記載箇所	予-55
概要	東日本台風では、ひばり放送が大雨等によって屋内で聞こえにくいという課題が改めて浮き彫りとなりました。 このことから、戸別受信機の活用等により、土砂災害警戒区域内等の住民へ、より確実に情報を提供できる体制を整備することとしました。		
地区防災計画修正の考え方	<p>○大雨等でひばり放送が聞こえない場合に、ひばり放送の内容を確認する方法を地域でどのように周知していくか検討する。</p> <p>○避難情報が市から発令された場合に、役員や災害時要援護者など、地区内の情報伝達システムをどのように行うか検討する。</p>		
地区防災計画の修正例	<p>《災害予防計画 ～災害に対する備え～》</p> <p>記載箇所 防災知識の普及・啓発事項</p> <p>地域での普及・啓発事項に「ひばり放送が聞こえない場合の確認方法に関すること」や「防災メールの登録など、防災情報を自ら収集する手段の習得に関すること」を追加する。</p>		

	<p>記載箇所 自分の命は自分で守る「自助」の取組</p> <p>新たに「ひばり放送が聞こえないときの対応」や「防災メールの登録」を追加する。</p> <p>(例)【見出し】防災メールを登録しましょう！</p> <p>大雨や台風のときには、避難情報の発令などを放送するひばり放送の内容が聞こえない場合があることから、防災メールの登録やひばり放送が聞こえない場合の確認方法を身につけます。</p> <p>《ひばり放送が聞こえない場合の確認方法を記載》</p>
参考資料	<p>災害時における情報提供メディア(市ホームページ ページ番号：1008668)</p> <p>災害情報伝達手段の奏功事例集(消防庁・R2.3)</p>

※市ホームページは、ページ番号で検索することで該当ページを確認いただけます。

4.3 令和3年5月修正

修正点	南海トラフ地震対策について	記載箇所	地-141～157
概要	<p>これまでの「東海地震事前対策」に代わり、「南海トラフ地震対策」を地震対策計画編の第3款として定めました。(東海地震事前対策については、地域防災計画の資料編に掲載しています。)</p>		
地区防災計画修正の考え方	<p>○「南海トラフ地震臨時情報」が出された場合における「地区災害対策本部」の設置時期をどうするか検討する。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応について、地域防災計画や「資料5」5.1南海トラフ地震7日頃の備えの再確認等を参考に、地区でどのような対応を行うか検討する。</p>		
地区防災計画の修正例	<p>《応急対策計画 ～地区災害対策本部活動～》</p> <p>記載箇所 地区災害対策本部の設置</p> <p>地区災害対策本部の設置基準から、東海地震予知情報や警戒宣言を削除し、代わりに「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合」を追加する。</p> <p>記載箇所 地区災害対策本部の設置(又は災害時の動員・連絡体制)</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合に、連絡体制を強化するために役員が参集することなど、市や地域との連絡体制を強化することについて記載する。</p> <p>《災害予防計画 ～災害に対する備え～》</p> <p>記載箇所 防災知識の普及・啓発事項</p> <p>地域での普及・啓発事項に「南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に関すること」を追加する。</p> <p>※南海トラフ地震臨時情報や本市の対応については、地域防災計画(地-141～157)のほか、「資料5」5.1南海トラフ地震を参照</p>		
参考資料	<p>○南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(内閣府・令和3年5月)</p> <p>○南海トラフ地震について(気象庁ホームページ)</p> <p>○「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について(気象庁報道発表資料・R1.5.31)</p>		

修正点	避難所の運営について	記載箇所	地-66, 67 風-76~78
概要	避難所の運営に当たっては、新型コロナウイルス等の感染症対策や、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に配慮するなど、避難所の運営に関する視点について、内容を追加しました。		
地区防災計画修正の考え方	<p>○避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、避難所運営マニュアルに基づき対応することなど、地区防災計画上に明記するかどうか。</p> <p>○地区として感染予防に必要な物品等の備蓄や住民への普及啓発をどのように行うか。</p> <p>○性的少数者への配慮など、多様な視点に基づく避難所運営について、地区防災計画上に明記するかどうか。</p>		
地区防災計画の修正例	<p>《災害予防計画 ～災害に強い地区づくり～》</p> <p>記載箇所 災害に強い地区づくり（又は日頃からの災害への備え）</p> <p>新たに、「新型コロナウイルス等の感染症対策」の項目を追加する。 （例）新型コロナウイルス等の感染症のまん延を防止するため、避難所における避難所運営マニュアルに基づく感染症対策の実施や、避難所や風水害時避難場所以外の場所に避難する「分散避難」の普及啓発を行う。 また、各家庭でマスクなどの感染症対策物品の備蓄を啓発する。</p> <p>《応急対策計画 ～応急対策活動～》</p> <p>記載箇所 避難所運営</p> <p>多様な視点に基づく避難所運営に関する文章を追加する。 （例）避難所運営に当たっては、障害のある方や慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点を持つようにする。また、男女のみの性を前提とした避難所運営を行わないように心がける。</p>		
参考資料	<p>○相模原市避難所運営マニュアル(P2, 14, 53, 新型コロナウイルス感染症対策編)</p> <p>○避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集（内閣府・R3.5）</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）（内閣府・R3.6）</p>		

修正点	マイ・タイムライン（防災行動計画）の作成について	記載箇所	予-50, 51 予-86, 87
概要	台風や大雨の際に、自分自身や家族などの大切な人の逃げ遅れを防ぐため、日頃から土砂災害や洪水のおそれがある区域などを把握し、自分自身や家族などの避難行動を整理しておくことが重要であることから、市民に対しマイ・タイムラインの作成促進を進めていくこととしました。		
地区防災計画修正の考え方	○特に川や崖の近くに住んでいる住民に対し、どのようにマイ・タイムラインの普及啓発を行っていくか、共助の視点で実施できることについて検討する。		
地区防災計画の修正例	<p>《災害予防計画 ～災害に対する備え～》</p> <p>記載箇所 防災知識の普及・啓発事項</p> <p>地域での普及・啓発事項に「マイ・タイムラインの作成に関すること」や「風水害時の避難行動に関すること」を追加する。</p> <p>記載箇所 災害に備えた各家庭での取組</p> <p>避難行動やマイ・タイムラインの作成に関する文章を追加する。 (例) 大雨や台風に向けて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し風水害時に避難する必要があるか確認する。また、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。</p>		
参考資料	○さがみはらマイ・タイムライン作成ガイドブック ○マイ・タイムラインを作成しましょう(市ホームページ ページ番号：1018102)		

※市ホームページは、ページ番号で検索することで該当ページを確認いただけます。

修正点	さがみはら防災マップの活用について	記載箇所	予-54, 86
概要	各種ハザードマップに掲載している土砂災害警戒区域等や、防災施設マップに掲載されている避難所等の情報を一元化し、PC やスマートフォンから確認することができる「さがみはら防災マップ」を公開したことから、安全な避難行動につなげるための平時の取組としての活用及び周知に関する事項について記載しました。		
地区防災計画修正の考え方	○地域での「さがみはら防災マップ」の活用方法について検討する。		
地区防災計画の修正例	<p>《災害予防計画 ～災害強い地区づくり～》</p> <p>記載箇所 災害危険の把握</p> <p>災害危険を把握する主な方法として、「さがみはら防災マップ」を追加する。</p> <p>《災害予防計画 ～災害に対する備え～》</p> <p>記載箇所 災害に備えた各家庭での取組</p> <p>避難行動やマイ・タイムラインの作成に関する文章を追加する。 (例) 大雨や台風に向けて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し風水害時に避難する必要があるか確認する。また、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。</p>		
参考資料	○防災に関する各種マップ(市ホームページ ページ番号：1008688)		

※市ホームページは、ページ番号で検索することで該当ページを確認いただけます。

資料5 国の主な防災関連情報の変更

5.1 南海トラフ地震

概要

1 背景

東海地震は、地震予知を前提として対策が講じられてきましたが、平成 29 年 9 月、国において、予知を前提とした防災情報の発信のあり方が見直され、南海トラフ地震を対象とした対策に転換されることとなりました。この対策の転換により、「東海地震に関連する情報（東海地震予知情報等）」の発表は行われなくなり、代わりに「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることとなりました。

2 南海トラフ地震とは

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、おおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。令和 3 年 1 月 1 日現在、マグニチュード 8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70～80%とされており、大規模地震発生の切迫性が指摘されています。

3 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に、著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域として内閣総理大臣が指定する地域です。

全国で 1 都 2 府 26 県 707 市町村が指定されており、神奈川県では 27 市町が指定されていますが、本市は指定されていません。（平成 26 年 3 月 28 日現在）

《南海トラフ地震防災対策推進地域》



《気象庁 HP から引用》

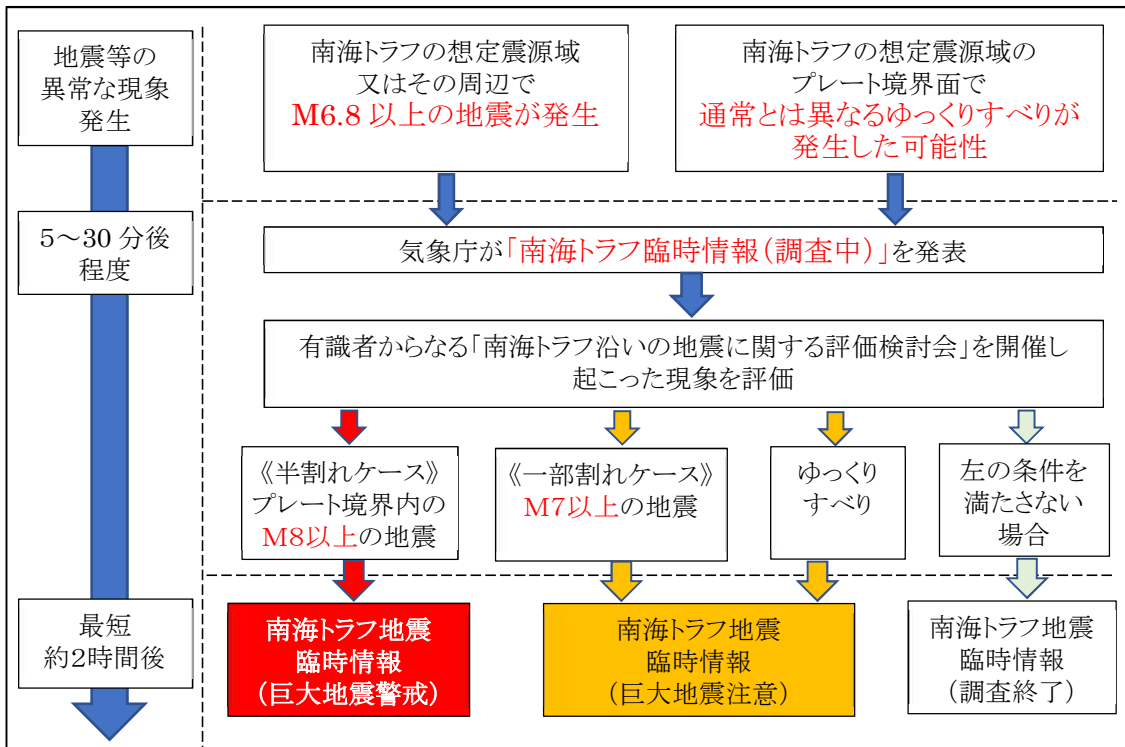
(赤線で囲まれた領域は南海トラフ巨大地震の想定震源域)

4 南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件

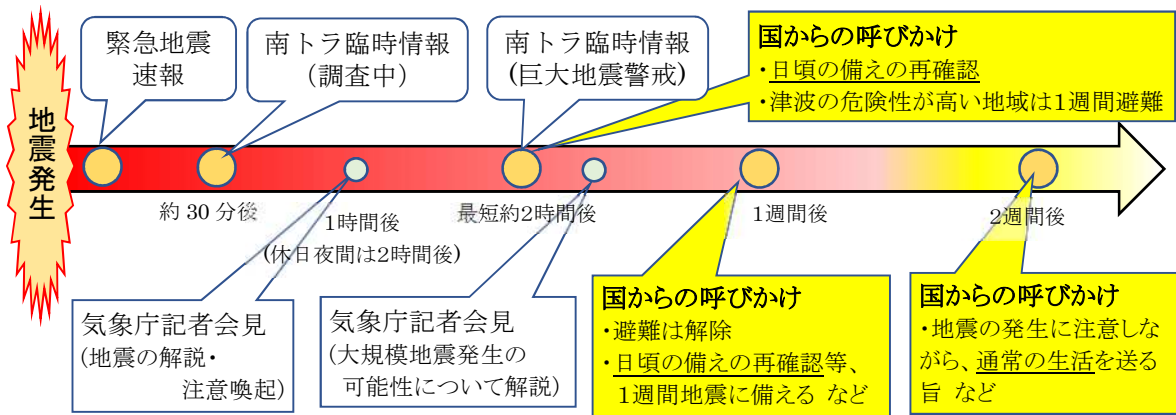
南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに下表の情報が気象庁から発表されます。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に 警戒 が必要な場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に 注意 が必要な場合
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
※情報名の後にキーワードを付記して発表される		
南海トラフ地震 関連解説情報		○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（臨時情報を発表する場合を除く）

5 異常な現象を観測してから情報発表までの流れ



6 「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ



7 日頃の備えの再確認等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要となります。

住民は、同情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要で、土砂災害等の危険性が高い地域や、日頃利用する施設の安全性等をあらかじめ把握し、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要があります。

日頃からの地震への備えの再確認の例	できるだけ安全な防災行動の例
<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所・避難経路の確認 ○家族との安否確認手段の確認 ○家具の固定の確認 ○非常持出品の確認 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高いところに物を置かない ○屋内のできるだけ安全な場所で生活 ○すぐに避難できる準備（非常持出品等） ○危険なところにできるだけ近づかない <p style="text-align: right;">など</p>

本市の対応	<p>令和3年5月の地域防災計画修正で、新たに地震対策計画編の第3款として位置付けました。</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に想定される市の組織体制は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">南海トラフ地震臨時情報</th> </tr> <tr> <th>調査中</th> <th>巨大地震警戒</th> <th>巨大地震注意</th> <th>調査終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通常体制</td> <td style="text-align: center;">災害対策本部体制</td> <td style="text-align: center;">地震災害警戒本部体制</td> <td style="text-align: center;">体制解除</td> </tr> </tbody> </table>	南海トラフ地震臨時情報				調査中	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了	通常体制	災害対策本部体制	地震災害警戒本部体制	体制解除
南海トラフ地震臨時情報													
調査中	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了										
通常体制	災害対策本部体制	地震災害警戒本部体制	体制解除										
地区防災計画修正の考え方	○ 資料4 4.3「令和3年5月修正」の「南海トラフ地震対策」に記載しています。												
地区防災計画の修正例													
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府・令和3年5月） ○「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について（気象庁報道発表資料・R1.5.31） ○南海トラフ地震について（気象庁ホームページ） 												

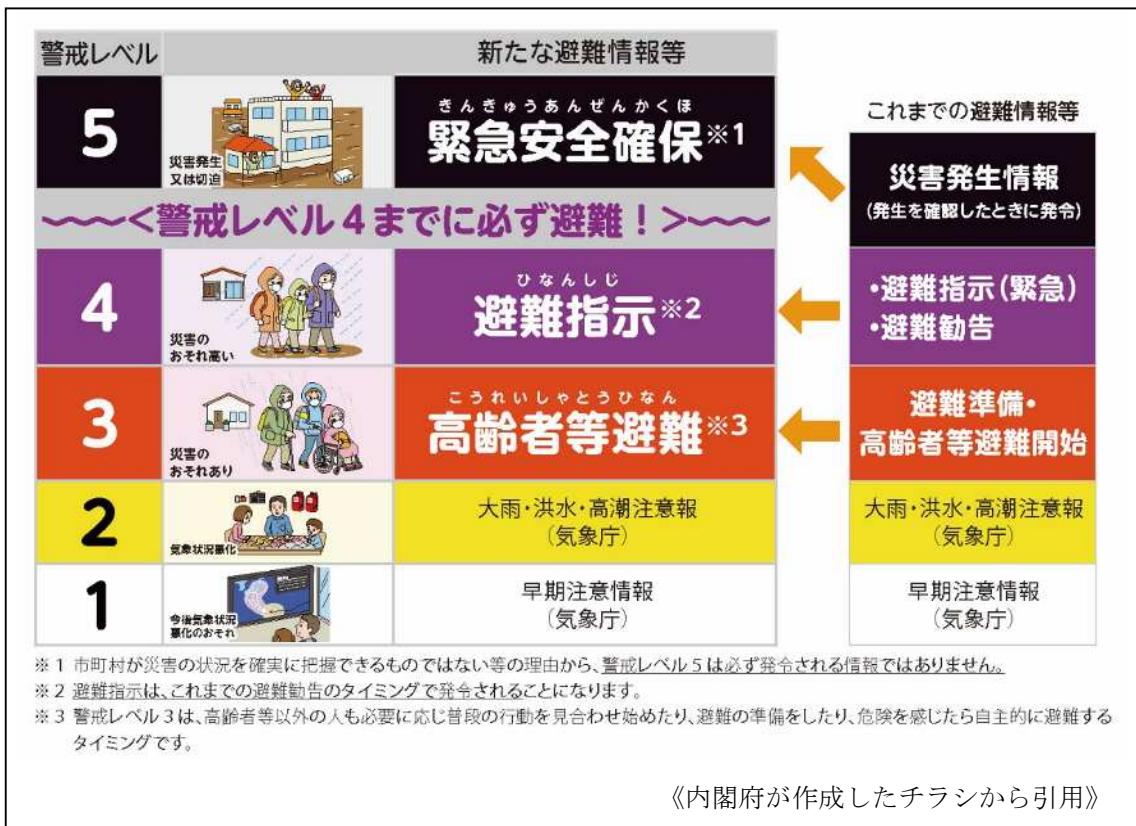
5.2 災害対策基本法の改正（避難勧告・指示の一本化）

概要

1 背景

近年多発する風水害において、本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生したことや、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていないことなどを踏まえ、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の避難勧告の段階で避難指示を発令するなど、避難情報の在り方を包括的に見直されたものです。

2 法改正に伴う新たな避難情報（令和3年5月20日から運用開始）



3 警戒レベルについて

200名を超える死者・行方不明者が発生した平成30年7月豪雨での課題を踏まえ、住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動がとれるようにするため、自治体が出す避難情報や気象庁が出す防災気象情報などを5段階の「警戒レベル」を用いて発信することとされたものです。

警戒レベル1、2は気象庁が発表する気象情報で、警戒レベル3～5は自治体が発令する避難情報となります。

また、住民が自らの判断で避難行動がとれるよう、気象庁などが出す様々な防災情報は、5段階のどの警戒レベルにあたるのか、「警戒レベル相当情報」として発表されます。

4 警戒レベルと警戒レベル相当情報

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当 氾濫注意情報	---
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	---

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

《内閣府が作成したパンフレットから引用》

本市の対応	避難情報の発令に係る運用を、地域防災計画の修正に先行して変更しました。次回の地域防災計画の修正の際に、新たな避難情報に変更します。																					
地区防災計画修正の考え方	○既に、市では新たな避難情報の運用を開始していることから、地域防災計画の修正を待たず地区防災計画内の避難情報の名称を変更する。																					
地区防災計画の修正例	<p>○計画内で表記されている避難情報の名称を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備情報、避難準備・高齢者等避難 ⇒ 高齢者等避難</li> <li>・避難勧告、避難指示(緊急) ⇒ 避難指示</li> </ul> <p>○「用語の説明」で記載されている「避難に関する情報」を内閣府が作成したパンフレットなどを参考に修正する。</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>種類</th> <th>とるべき行動内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>緊急安全確保</td> <td>風水害時避難場所などへの立退き避難がかえって危険である場合に、緊急安全確保する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">&lt;警戒レベル4 避難指示までに必ず避難! &gt;</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>避難指示</td> <td>危険な場所から全員避難する。 (立退き避難又は屋内安全確保)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高齢者等避難</td> <td>高齢者など、避難に時間がかかる人は危険な場所から避難する。その他の人も必要に応じ避難の準備や自主的に避難を行う。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大雨、洪水注意報</td> <td>ハザードマップの確認や避難情報の把握手段を再確認するなど、自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>早期注意情報</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	種類	とるべき行動内容等	5	緊急安全確保	風水害時避難場所などへの立退き避難がかえって危険である場合に、緊急安全確保する。	<警戒レベル4 避難指示までに必ず避難! >			4	避難指示	危険な場所から全員避難する。 (立退き避難又は屋内安全確保)	3	高齢者等避難	高齢者など、避難に時間がかかる人は危険な場所から避難する。その他の人も必要に応じ避難の準備や自主的に避難を行う。	2	大雨、洪水注意報	ハザードマップの確認や避難情報の把握手段を再確認するなど、自らの避難行動を確認する。	1	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル	種類	とるべき行動内容等																				
5	緊急安全確保	風水害時避難場所などへの立退き避難がかえって危険である場合に、緊急安全確保する。																				
<警戒レベル4 避難指示までに必ず避難! >																						
4	避難指示	危険な場所から全員避難する。 (立退き避難又は屋内安全確保)																				
3	高齢者等避難	高齢者など、避難に時間がかかる人は危険な場所から避難する。その他の人も必要に応じ避難の準備や自主的に避難を行う。																				
2	大雨、洪水注意報	ハザードマップの確認や避難情報の把握手段を再確認するなど、自らの避難行動を確認する。																				
1	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																				
参考資料	<p>○新たな避難情報に関するチラシ(内閣府・R3.5)</p> <p>○避難行動判定フロー・避難情報のポイント(内閣府・R3.5)</p> <p>○避難情報に関するガイドライン(P26)(内閣府・R3.5)</p>																					

### 5.3 災害対策基本法の改正（個別避難計画の作成）

概要	
<p><b>1 背景</b></p> <p>近年の災害で、高齢者や障害者が被害を受けていることを踏まえ、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするため、災害時要援護者のうち、特に避難に支援を要する者（避難行動要支援者）について、避難を支援する協力者などをあらかじめ定める個別避難計画の作成を市町村の努力義務としたものです。</p>	
<p><b>2 個別避難計画に記載する事項</b></p> <p>①避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由</p> <p>②避難支援等を実施する者（避難支援等実施者）の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他の連絡先</p> <p>③緊急避難場所、避難所などの避難先、避難経路</p> <p>④その他、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項 （例：ハザードの状況、移動の際の持出し品など）</p>	
<p><b>3 個別避難計画と地区防災計画の関係</b></p> <p>個別避難計画の作成は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援等を整理したもので、地区防災計画は、個別避難計画で整理された避難支援等を含む、地域全体での避難が円滑に行われるように、地域における避難支援の役割分担や支援内容を計画上で整理するものです。このことから、両計画の整合性が図られるとともに、避難訓練等を実施し、両計画の連動について実効性を確認することが重要となります。</p>	
<p><b>4 個別避難計画の作成の優先順位</b></p> <p>国が作成した指針では、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する避難行動要支援者など、個別避難計画作成の優先度が高いと判断される者について、おおむね5年程度で計画作成が完了するように取り組むことが適当であるとされています。</p>	
本市の対応	現在、個別避難計画の作成に向けて防災部局と福祉部局の間で検討を進めており、次回の地域防災計画の修正の際に、個別避難計画について定める予定です。
地区防災計画修正の考え方	〇市の方針が定まり次第、個別避難計画を含めた災害時要援護者の避難支援について検討しましょう。
参考資料	<p>〇避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（内閣府・R3.5）</p> <p>〇相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン（H24.9）</p> <p>〇相模原市災害時要援護者避難支援取組の手引き・事例集（H31.3）</p>

## 資料6 地区の特性に応じた見直しに係る情報

### 6.1 想定し得る最大規模の降雨に基づく浸水想定区域の指定

概要	
<p><b>1 洪水ハザードマップの改訂</b></p> <p>平成27年の水防法の改正により、想定し得る最大規模の降雨（1,000年以上に1回の確率で発生する大雨）に基づく「洪水浸水想定区域」のほか、木造家屋が倒壊するような堤防決壊による氾濫流や河岸が削られて崩れるような河岸侵食が発生する「家屋倒壊等氾濫想定区域」が神奈川県から示されたことに伴い、本市の洪水ハザードマップを次のとおり改訂しました。</p> <p>《相模川・境川・鳩川・道保川》令和2年2月 改訂  《串川・道志川》 令和2年9月 改訂</p>	
<p><b>2 想定し得る最大規模の降雨の想定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相模川・・・48時間総雨量 567mm</li> <li>○境川・・・24時間総雨量 632mm</li> <li>○鳩川・・・《上流》24時間総雨量 333mm  《下流》24時間総雨量 326mm</li> <li>○道保川・・・24時間総雨量 333mm</li> <li>○串川・・・24時間総雨量 269mm</li> <li>○道志川・・・24時間総雨量 432mm</li> </ul>	
<p><b>3 洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域について</b></p> <p>洪水ハザードマップ又はさがみはら防災マップ（PCやスマートフォンで確認できる電子地図）で確認してください。</p>	
対象となる地区	<p>【相模川】城山、大沢、田名、麻溝、新磯地区</p> <p>【境川】城山、橋本、小山、大野北、大野中、大野南地区</p> <p>【小松川】城山地区</p> <p>【鳩川】大沢、上溝、麻溝、新磯地区  ※洪水浸水想定区域は千年橋から下流域が示されています。</p> <p>【道保川】麻溝地区</p> <p>【串川】城山、津久井地区</p> <p>【道志川】津久井地区、相模湖地区</p> <p>【その他】八瀬川、姥川、早戸川、秋山川、金山川、沢井川、青山川、深堀川など、洪水浸水想定区域が示されていない河川・水路が流れる地区</p>
地区防災計画修正の考え方	<p>○地区の概要や地区の被害想定で水害の危険性について記載する。</p> <p>○河川の水位の確認方法や、市から避難情報が出された場合の地域や住民の対応、避難行動・避難誘導の考え方、マイ・タイムラインの活用などを検討し記載する。</p>

地区防災計画 の修正例	<p>《総則 ～防災アセスメント調査等による地区被害想定～》</p> <p><b>記載箇所</b> 新たに「水害の危険性」の項目を追加する。</p> <p>(例) 水害の危険性</p> <p>地区を流れる△△川では、想定最大規模降雨（1,000年以上に1回の確率で発生する大雨）による「洪水浸水想定区域」が公表されており、△時間総雨量が△△mmのときに、深いところでは△～△mの浸水が予測されている。</p> <p>また、△△地域から△△地域にかけては、氾濫流や河岸の浸食により家屋が倒壊するおそれがある「家屋倒壊等氾濫想定区域」が指定されている。</p>
	<p>《総則 ～自助・共助の基本及び地区居住者等の役割～》</p> <p><b>記載箇所</b> 地区居住者の役割</p> <p>地区居住者の役割として、風水害時の避難行動に関する文章を追加する。</p> <p>(例) 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内やその近くの居住者は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、マイ・タイムラインの作成などにより日頃から備えるとともに、風水害の危険が高まったときには、市の避難情報の発令を待つことなく、自らの判断で「安全な親せき、知人宅へ避難する」などの避難行動がとれるようにする。</p>
	<p>《災害予防計画 ～災害に対する備え～》</p> <p><b>記載箇所</b> 災害に備えた各家庭での取組</p> <p>避難行動やマイ・タイムラインの作成に関する文章を追加する。</p> <p>(例) 大雨や台風に向けて、ハザードマップやさがみはら防災マップを活用し風水害時に避難する必要があるか確認する。また、「いつ・どこに・どのように」避難するかなどを時系列的に整理した「マイ・タイムライン」を作成する。</p>
	<p>《応急対策計画 ～災害に対する備え～》</p> <p><b>記載箇所</b> 避難誘導（又は災害時要援護者対策）</p> <p>洪水浸水想定区域のうち、立退き避難が必要な区域（想定される浸水深が3mを超える区域や家屋倒壊等氾濫想定区域）に居住する災害時要援護者の避難支援に関する文章を追加する。</p> <p>(例) 大雨や台風の際に、逃げ遅れを防ぐため、市から高齢者等避難や避難指示が発令されたときは、立退き避難が必要となる区域に住む災害時要援護者への避難支援を優先的に行う。</p>
参考資料	○相模原市洪水ハザードマップ

## 6.2 土砂災害（特別）警戒区域の指定

概要																																			
<p><b>1 土砂災害（特別）警戒区域の指定</b></p> <p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称「土砂災害防止法」）に基づき、神奈川県が平成 25 年度から「急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）」、「土石流」、「地すべり」の 3 つの自然現象について、区域を指定しています。</p> <p>さらに、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、これまで未指定であった住宅地や事業所に利用されている土地についても基礎調査が実施され、令和 3 年 5 月 25 日に土砂災害特別警戒区域が追加指定されました。</p> <table border="1"> <tr> <td>土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)</td> <td>土砂災害のおそれがある区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)</td> <td>建築物に損壊が生じ、住民等の生命に著しい危害が生じるおそれがある区域</td> </tr> </table>				土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害のおそれがある区域	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	建築物に損壊が生じ、住民等の生命に著しい危害が生じるおそれがある区域																												
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害のおそれがある区域																																		
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	建築物に損壊が生じ、住民等の生命に著しい危害が生じるおそれがある区域																																		
<p><b>2 令和 3 年 5 月 25 日の土砂災害特別警戒区域の追加指定数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>追加指定前 (R3.4.1)</th> <th>追加指定後 (R3.5.25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地の崩壊</td> <td>イエローゾーン</td> <td>689</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>レッドゾーン</td> <td>230</td> <td>667</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土石流</td> <td>イエローゾーン</td> <td>488</td> <td>487</td> </tr> <tr> <td>レッドゾーン</td> <td>363</td> <td>363</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地すべり</td> <td>イエローゾーン</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>レッドゾーン</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>イエローゾーン</td> <td>1,178</td> <td>1,176</td> </tr> <tr> <td>レッドゾーン</td> <td>593</td> <td>1,030</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		追加指定前 (R3.4.1)	追加指定後 (R3.5.25)	急傾斜地の崩壊	イエローゾーン	689	688	レッドゾーン	230	667	土石流	イエローゾーン	488	487	レッドゾーン	363	363	地すべり	イエローゾーン	1	1	レッドゾーン	0	0	合計	イエローゾーン	1,178	1,176	レッドゾーン	593	1,030
区 分		追加指定前 (R3.4.1)	追加指定後 (R3.5.25)																																
急傾斜地の崩壊	イエローゾーン	689	688																																
	レッドゾーン	230	667																																
土石流	イエローゾーン	488	487																																
	レッドゾーン	363	363																																
地すべり	イエローゾーン	1	1																																
	レッドゾーン	0	0																																
合計	イエローゾーン	1,178	1,176																																
	レッドゾーン	593	1,030																																
<p><b>3 追加指定された土砂災害（特別）警戒区域の確認方法について</b></p> <p>令和 3 年度中に追加指定を反映した土砂災害ハザードマップを改訂し、該当する地域へ配付する予定です。</p> <p>なお、ハザードマップの改訂に先行して、さがみはら防災マップで追加指定された土砂災害（特別）警戒区域を公開しています。</p>																																			
対象となる地区	《緑 区》橋本、大沢、城山、津久井、相模湖、藤野地区 《中央区》小山、横山、星が丘、光が丘、大野北地区 《南 区》大野中、大野南、東林、麻溝、新磯、相武台地区																																		
地区防災計画修正の考え方	○土砂災害の危険度の確認方法や、市から避難情報が出された場合の地域や住民の対応、避難行動の考え方、マイ・タイムラインの活用などを記載する。																																		



地区防災計画 の修正例	<p>《総則 ～防災アセスメント調査等による地区被害想定～》</p> <p><b>記載箇所</b> 新たに「土砂災害の危険性」の項目を追加する。</p> <p>(例) 土砂災害の危険性 地区内では、△△(町丁名や河川名)において、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)のおそれがある区域として、土砂災害(特別)警戒区域に指定されている。</p>
	<p>《地区における災害》</p> <p><b>記載箇所</b> 土砂災害</p> <p>土砂災害特別警戒区域が追加で指定されたことや、東日本台風で土砂災害が津久井地域で発生したことなどを記載する。</p> <p>(例) 令和元年東日本台風では、緑区を中心に土砂災害が発生しました。 土砂災害は、立退き避難が原則です。台風などが接近しているときや大雨警報が発表され、長時間まとまった雨が降るときには、早めの避難行動をとることが必要となります。</p> <p>(例) 令和3年5月、地区内の住宅や事業所に利用されている土地が新たに土砂災害特別警戒区域に指定されたことから、土砂災害による逃げ遅れを防ぐためにも、早めの避難行動を行うこと(自助)や災害時要援護者の避難支援体制を強化すること(共助)が一層重要となります。</p> <p>※そのほかの修正例は、「6.1 想定し得る最大規模の降雨に基づく浸水想定区域の指定」を参照。</p>
参考資料	○さがみはら防災マップ(相模原市ホームページ)

### 6.3 火山災害警戒地域の指定

#### 概要

#### 1 火山災害警戒地域の指定

火山災害警戒地域は、活動火山対策特別措置法に基づき、「火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域」として内閣総理大臣が指定するものです。

富士山火山防災対策協議会が、最新の科学的知見に基づき、富士山ハザードマップを改定する際に実施した噴火時の溶岩流シミュレーションで、溶岩流が本市まで到達する可能性が示されたことから、本市を含む3市4町(相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町)が令和3年5月31日に火山災害警戒地域に指定されました。

## 2 指定に伴う市の対応

火山災害警戒地域の指定に伴い、地域防災計画に火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達や警報の発令・伝達など、警戒避難体制に関する事項を定める必要があることから、神奈川県地域防災計画の修正に併せて、本市の地域防災計画の修正を今後進めていきます。

## 3 富士山噴火時の溶岩流シミュレーションについて

富士山が噴火した際に、溶岩流がどのくらいの時間で、どこまで到達する可能性があるかをシミュレーションしたものです。本市に最も影響が出るケースは、最短で約 227 時間（約 9 日後）に市域に到達し、最大で相模湖まで到達する想定となっています。

《本市に最も影響が出る  
ケースの想定影響範囲》



■ 最終的に溶岩流が到達する  
可能性のある範囲

--- 都県境



対象となる 地区	相模湖、藤野地区 ※相模湖、藤野地区や他自治体からの避難者の受入れを行うなど、他の地区についても今後対応等を検討する必要がある場合がある。
地区防災計画 修正の考え方	○現在、神奈川県と溶岩流の到達区域などを示した火山防災マップの作成や、広域避難のあり方などの検討を進めており、また、次回の地域防災計画の修正の際に、本市の火山災害対策の内容を見直す予定であることから、市の災害対応の方針等が定まった後に、地区防災計画の修正について検討しましょう。
参考資料	○富士山ハザードマップの改定について(富士山火山防災対策協議会・R3.3)

## 資料7 参考資料リンク集

資料編に掲載されている内容の参考資料のリンク集です。より知識を深めたい場合などにご活用ください。

### 《地区防災計画全般》

- 地区防災計画モデル事業報告（内閣府・H29.3）  
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/houkokusho.pdf>
- 地区防災計画ライブラリ（内閣府防災情報ホームページ）  
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>
- 相模原市地区防災計画（相模原市ホームページ）  
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008824/1008828.html>
- 防災活動事例集（相模原市ホームページ）  
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008785/1013033.html>

### 《資料3 令和元年東日本台風の教訓》

- 令和元年東日本台風に係る相模原市復旧・復興ビジョン（相模原市ホームページ）  
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/1018232.html>
- 災害時気象報告 令和元年東日本台風等による10月10日から10月26日にかけての大雨・暴風等（気象庁・R2.3）  
[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/saigaiji/saigaiji_2019/saigaiji_202003.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/saigaiji/saigaiji_2019/saigaiji_202003.pdf)

### 《資料4 相模原市地域防災計画の主な修正事項》

- 相模原市地域防災計画（相模原市ホームページ）  
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008824/1008827.html>
- 相模原市避難所運営マニュアル（相模原市ホームページ）  
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008785/1008794.html>
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府・H28.4）  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf)
- 人とペットの災害対策ガイドライン（環境省・H30.3）  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf)
- 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府・H29.3）  
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>
- 災害情報伝達手段の奏功事例集（消防庁・R2.3）  
[https://www.fdma.go.jp/mission/prepare/transmission/items/0203_soukoujirei.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prepare/transmission/items/0203_soukoujirei.pdf)



○南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(内閣府・R3.5)  
(概要) <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/gaiyou.pdf>  
(全編) [http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf](http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf)

○「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について(気象庁報道発表資料・R1.5.31)  
[https://www.jma.go.jp/jma/press/1905/31a/20190531_nteq_name.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/press/1905/31a/20190531_nteq_name.pdf)

○南海トラフ地震について(気象庁ホームページ)  
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>

○避難所における新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集(内閣府・R3.5)  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/coronajirei.pdf>

○新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン  
(第3版)(内閣府・R3.6)  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/corona_hinanjo03.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/corona_hinanjo03.pdf)

#### 《資料5 国の主な防災関連情報》 ※南海トラフ地震関係資料は記載済

○新たな避難情報に関するチラシ(内閣府・R3.5)  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/poster.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/poster.pdf)

○避難行動判定フロー・避難情報のポイント(内閣府・R3.5)  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/point.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/point.pdf)

○避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針(内閣府・R3.5)  
①<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/202105shishin.pdf>  
②<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/202105sankou.pdf>

○相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン(相模原市・H24.9)  
○相模原市災害時要援護者避難支援取組の手引き・事例集(相模原市・H31.3)  
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/1006586.html>

#### 《資料6 地区の特性に応じた見直しに関する情報》

○さがみはら防災マップ(相模原市ホームページ)  
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008688/index.html>

○火山災害について(相模原市ホームページ)  
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008638/1008653.html>

○富士山ハザードマップの改定について(富士山火山防災対策協議会・R3.3.26)  
<https://www.pref.yamanashi.jp/kazan/documents/samary.pdf>

○富士山火山防災対策協議会ホームページ  
<https://www.pref.yamanashi.jp/kazan/fujisankazanbousai.html>

SDGs  
未来都市  
さがみはら



【発行】 令和3年9月  
相模原市 危機管理局 危機管理課

〒252-0239  
神奈川県相模原市中央区中央2丁目2番15号  
消防指令センター3階  
TEL：042-769-8208 FAX：042-769-8326